



アートメイクの危害

いわゆるアートメイクとは、人の皮膚に針を用いて色素を注入することにより、化粧をしなくても眉・唇等の色合いを美しく見せようとする施術である。他にも入れ墨メイクや永久メイクなどさまざまな呼び方があるが、特に定まったものはない。アメリカではパーマメントメイクやコスメティックタトゥーなどとも呼ばれている^(注1)（以下、これらの施術を「アートメイク」と総称する）。一種の入れ墨^(注2)であるが、最近では、皮膚にごく浅く色を入れることで自然に見え、また数年たつと薄くなるようにしてあるものが主流となっている。

アートメイクは人の皮膚に針等で色素を入れるものであり、危険性の高い行為であるため、日本では医師免許を有しない者が業として行えば医師法違反にあたるとされている（平成13年11月8日医政医発第105号）。PIO-NET^(注3)にはアートメイクに関する危害が2006年からの5年で121件^(注4)寄せられている。その95%はアートメイクの施術を提供しているサロンやエステサロン等で行われており、医師免許を有しない者が行った施術によると思われる事例である。

医師免許を有しない者の施術による逮捕や書類送検の例^(注5)も複数あるが、消費生活相談には毎年アートメイクの危害に関する相談が寄せられている。そこで、アートメイクに関する危害情報を分析し、消費者に対してアートメイクについての注意喚起を行うこととする。

(注1) アートメイクとしての施術で多いのは、眉、アイライン、唇に色を施すものであり、最近では皮膚のごく浅い部分に色を入れ、3年程度で消えるとされているものがほとんどである。施術者側は、数年で消えるため永久に消えない刺青やTattooとは違うと説明をしている。本資料では、化粧の一部として眉、アイライン、唇の皮膚に針等で色を入れる施術を行ったものを「アートメイク」と呼称する。

(注2) 本資料では便宜上、針先に色素をつけながら皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為を「入れ墨」、身体への装飾としての入れ墨を「刺青」「タトゥー」「Tattoo」、顔への化粧の一部として色を入れる入れ墨を「アートメイク」と使い分ける。

(注3) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）：国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのことである。

(注4) 2006年4月1日から2011年10月18日までの登録分。

(注5) 最近では、船橋市のエステ業者が医師法違反容疑で書類送検（2010年5月31日、毎日新聞）、渋谷のサロン経営者が医師法違反容疑により書類送検（2011年5月31日、産経新聞）されている。

1. 相談の概要

(1) 主な相談事例

【事例1】施術部位が化膿した

友人の口コミで知った店で、眉のアートメイクを受けた。3回で1コース。1回目の施術は問題なかったが、2回目の施術後化膿した。皮膚科の診察を受けて、針や色素に問題がある可能性があるといわれた。いわゆる刺青と同じなので本来は医療行為だとは知っているが、医院で行うと倍の費用がかかる。顔が腫れたので仕事もキャンセルした。

(危害発生年月：2011年6月、東京都・30歳代・女性)

【事例2】角膜に傷がついた

フリーペーパーの広告に載っていたエステサロンでアイラインのアートメイクをした。施術中に痛みがあり、痛いと言ったにもかかわらずそのまま施術された。終了後、軟膏のようなものを塗られ、視野が曇っていると言ったら軟膏のせいだと言われ帰宅した。しかし、痛みと涙が止まらないので救急で眼科に行ったところ、角膜が傷ついていることがわかった。

(危害発生年月：2011年5月、東京都・30歳代・女性)

【事例3】痛みと腫れが続いている

1週間ほど前アートメイクをしているサロンで眉のアートメイクを受けた。業者の説明では多少は腫れるがすぐに治まるとのことであったので安心して受けた。しかし施術中から痛く、今も眉の回りが赤く腫れて痛みがある。恥ずかしくて外出もできない。

(危害発生年月：2010年11月、石川県・40歳代・女性)

【事例4】かさぶたが治らない上ラインがおかしい

アートメイクをしているサロンで眉とアイラインのアートメイクをした。以前にも眉のアートメイクをしたことがあるが、その時は1週間ほどでかさぶたが取れきれいになったのに、今回はかさぶたのままできれいにならない。しかも、右眼のアイラインは色が濃すぎて互い違いになっている。苦情を言うと除去液を使って修正すると言われたが、業者の技術が信用できない。

(危害発生年月：2011年7月、兵庫県・30歳代・女性)

【事例5】誤って眼の下に色が入ってしまった

エステサロンで上まぶたのアイラインのアートメイクをしてもらったが、痛かったので思わず眼をギュッと閉じてしまった。まぶたが動いた拍子に針が下まぶたに刺さり、眼のふちから5ミリくらいのところに色が入ってしまった。医師を紹介されたが、色素を抜く際にまつ毛が抜ける可能性があり色素が抜けきれぬかも保証できないという。

(危害発生年月：2010年4月、神奈川県・30歳代・女性)

【事例6】友人の自宅で施術したが眉の形が変になってしまった

友人宅で眉のアートメイクをした。施術したのは友人の娘で、麻酔薬を眉に塗り手彫りで入

れた。施術後痛みが出て眉が腫れた。皮膚科を受診したところ、消毒がきちんとできていなかったからだと言われ、アートメイクは医師でないものがやっではいけないことだとも言われた。薬で腫れは治まったが、眉の形が左右でずれ形も変になった。

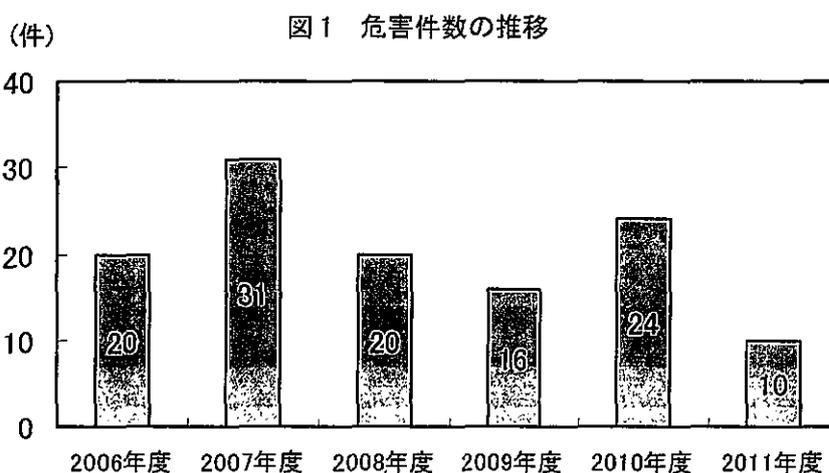
(危害発生年月：2011年6月、東京都・60歳代・女性)

(2) 危害の件数等

1) 危害件数

PIO-NETにはいわゆるアートメイクの危害・危険に関する相談が2006年度からの5年間で121件寄せられている(図1)。

*2011年10月18日までの登録分。件数については理美容および医療サービスに関する危害・危険の相談から本調査のためにアートメイクに関する事例を精査したものである



2) 施術した場所・施術のきっかけ

相談事例からどこで施術したかを見ると、「アートメイクの施術を提供しているサロン等*」46件、「エステサロン」33件、「個人宅」12件、「美容院」8件、「医療機関」5件であった。(表)

また、アートメイクの施術者がエステサロンや美容院、個人宅へ出張してきて施術するというものもあった(6件)。

*「サロン」、「店」、「業者」等の記載があるもの

表 施術した場所

施術した場所	件数
アートメイクの施術を提供しているサロン等	46件
エステサロン	33件
個人宅	12件
美容院	8件
医療機関	5件
記載なし	17件
計	121件

アートメイクの施術を受けたきっかけについて見ると、「情報誌やフリーペーパーで見て」が21件でもっとも多く、「友人に聞いて、友人に勧められて」16件、「ネットで探して」10件、「エステサロンで勧められて」5件、「美容院で勧められて」2件などであった。

3) 被害者の性別・年齢

被害を受けた人はすべて女性であった。

年代は30歳代42件(34.7%)、40歳代28件(23.1%)、20歳代15件(12.4%)、50歳代14件(11.6%)、60歳代11件(9.1%)、10歳代1件(0.8%) (不明10件) であった。

4) 危害内容

「皮膚障害」69件が最も多い。「その他の傷病及び諸症状」には、角膜への傷や施術部位の腫れ、痛みなどが多い(図2)。

5) 危害部位

事例を見ると眉とアイラインへの施術が大半を占めていることから、具体的な危害部位は、眼及び目の周り(64件)、眉(43件)が多い。

また、症状としては眼や眉などの施術した部位や周辺の腫れが多い。アイラインの施術の場合は角膜などの眼球に傷がついた例もある。また、施術中に施術者の手が滑り施術部位以外に針が当たった例やアレルギー様の症状が出た例もある。

6) 危害程度

「治療1週間未満」17件、「1~2週間」13件、「3週間~1カ月」7件、「1カ月以上」7件、「医者にかからず」35件、「不明」42件である(図3)。

図2 危害内容別

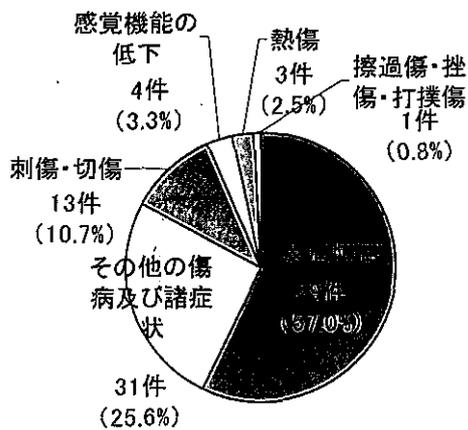
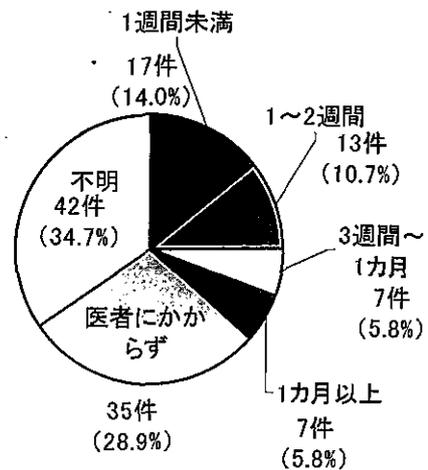


図3 危害程度別



2. 問題点

(1) 日本では医師でない者が業として行えば医師法違反にあたる

サロン等では、国内外の資格取得をうたうものもあるが、日本ではアートメイクは、『針先に色素をつけながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為』は『医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずる行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法に違反する』とされている。現状では、アートメイクを医師でない者が業として行うことは違法である。

(2) 皮膚の浅い深いに関係なく皮膚に針で色素を入れるという意味では入れ墨である

アートメイクは刺青（タトゥー）とは違うとか、落ちないメイクと記載しているサイトもあり、事例を見ると相談者がエステティックサービスの一種という感覚で気軽に施術を受けている傾向も見られる（参考資料6参照）。しかし、皮膚の浅い深いに関係なく皮膚に針で色素を入れるという施術という意味ではアートメイクは入れ墨である。

(3) 色素の安全性、アレルギーの発生、感染症の危険、痛みや刺激により体調不良を引き起こす危険性などがある

アートメイクは色素を皮膚に入れる施術であるが、どんな色素でもアレルギーを起こす危険性がある。業者のサイト等ではFDA（U.S. Food and Drug Administration：米国食品医薬品局）が認可した色素を使用していると宣伝しているケースもある。しかし、FDAでは化粧品用としての色素は認可をしているが、入れ墨やアートメイク用として皮膚の中に入れる色素を認可してはならず、FDAもそのような誤解を与えるようなウェブサイトについて警告を発している（参考資料5参照）。

また、相談事例からは、施術が直接の原因による感染症と確認できるものは少ないものの、腫れが長期化したり化膿して跡が残ったという例もある。

さらに、痛みに耐えられず施術途中でやめざるを得なくなった例や、痛みや刺激により体調不良が起きた例もある。

(4) 危害だけではなく施術不良の例も多く見られる

皮膚のごく浅い部分に入れるとしても、一度しっかりと色が入ってしまえばすぐには消えない。左右の形が違ってしまったり、間違っ顔の別な部分に色が入ってしまったという事例も少なくない。その修正のために更なる危害が生じている例もある。

3. 消費者へのアドバイス

(1) 入れ墨であることを認識し、どうしてもしたい場合は医療機関で行う

「落ちないメイク」、「刺青とは違う」と広告に書かれていたり、エステサロン等でも行われているためエステの一種と思いきうちに施術を受ける例が見られるが、アートメイクは入れ墨である。それを認識した上で本当に必要かどうかを判断する。どうしてもアートメイクを希望する場合は、医療機関で行うべきである。

(2) 医師免許を有しないものによるアートメイクの施術を受けないこと

施術を受ける場合は、施術者が医師の免許を有しているか確認すること。

(3) 入れるのは簡単であるが、除去する際には時間も費用も倍以上かかるという実態がある

自分のイメージと違ったり、流行や好みが変わったり、あるいは年数がたつと他の部位とのバランスが悪くなる場合もある。消したいと思っても、除去する際には時間も費用も入れる際の倍以上かかる。除去は、医療機関でレーザー照射を繰り返すことから、相当期間の通院が必要である。また、黒色でなければレーザーでの除去も難しい。除去は自由診療となるため自費扱いとなり、費用も高額になる。

(レーザーで除去する場合、一例であるが、1カ月から1カ月半の間隔を置いて5回から10回の照射が必要となる。照射後は絆創膏を貼り、2週間は日に当てないなどの配慮を要し、さらに1度照射するとしばらくはただれ、かさぶたもできるなどの過程を経る)。

(4) アートメイク等の施術で被害を受けたら情報提供をする

厚生労働省では、各都道府県の衛生主管部を通じて、各自治体へ医師法上の違反行為に対する指導等について通知している(参考資料2参照)。

アートメイクで被害を受けたら、消費生活センターへ相談の上、市区町村の衛生担当部署(保健所等)へ情報提供をする。

○ 情報提供先

消費者庁消費者政策課

厚生労働省医政局医事課

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

〈本件お問い合わせ先〉

商品テスト部：042-758-3165

〈参考資料〉

1. 判例情報

医師法違反被告事件、東京地方裁判所 平成2年3月9日判決

「アートメイク」や「消えない化粧」と称して、美容目的やあざ・しみ・やけど等を目立ちづらくする目的で、色素を付着させた針で皮膚に色素を注入する行為を行っていた業者が、その行為及び局所麻酔剤の塗布・注射が医師法における医業に該当する等として医師法違反につき有罪とされた裁判例（「判例時報」1370号159頁掲載）。

2. 厚生労働省からの通知

厚生労働省では、「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成13年11月8日付、医政医発第105号）を各都道府県衛生主管部長宛に出している。

これによると、脱毛行為だけでなく、針先に色素をつけながら皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為などは、医師でないものが業として行えば医師法に違反することになる。したがって、アートメイクの施術もこれに当てはまる場合は同様である。

○医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて

(平成13年11月8日)

(医政医発第105号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医政局医事課長通知)

最近、医師免許を有しない者が行った脱毛行為等が原因となって身体に被害を受けたという事例が報告されており、保健衛生上看過し得ない状況となっている。

これらの行為については、「医師法上の疑義について」（平成12年7月13日付け医事第68号厚生省健康政策局医事課長通知）において、医師法の適用に関する見解を示しているところであるが、国民への危害発生を未然に防止するべく、下記のとおり、再度徹底することとしたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図られるようお願いする。

記

第1 脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

- (1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為
- (2) 針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為
- (3) 酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為

第2 違反行為に対する指導等

違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第239条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。

3. 青少年の保護に関する条例における入れ墨禁止について

ほとんどの都道府県には青少年の保護に関する条例があり、その中で青少年への入れ墨(刺青)を禁止する内容が記載されている。いわゆるアートメイクも施術としては入れ墨であるので、青少年への施術は条例違反となるおそれがある。

4. 東京都消費者被害救済委員会付託「アートメイクアーティストの養成講座の契約にかかる紛争」

平成23年4月26日に、東京都より上記の処理を付託した旨が公表されている。

本紛争案件は、アートメイクのサロンにおいて講座を受講すると短期間でプロ技術が取得でき、独立開業の支援も受けられるという説明で契約・受講したが、講座終了後就職も開業もできなかったため当初の説明と違うとして契約の取り消しと返金を求めたが、相手方が拒んだため紛争となり同委員会に付託された。また、アートメイクを業として行うには医師免許が必要であるにもかかわらず相手先にサロンはそれを告げていなかったという問題もある。

詳細は、以下東京都ホームページを参照。

東京都ホームページ

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/04/2014q300.htm>

5. 海外の情報

アメリカでは、2003年以降に Permanent Makeup の副作用情報が急増したことから、FDA (U. S. Food and Drug Administration: 米国食品医薬品局) が、Tattoo 及び Permanent Makeup に関する注意喚起を何度か行っている。

FDAのホームページでは、化粧品のカテゴリー中に、「Tattoos and Permanent Makeup」の項目があり、tattoos、permanent makeup、temporary tattoos、henna(mehndi)についてのレポートや警告が掲載されている。

Tattoos 及び Permanent Makeup の危険性としては、「感染」、「除去が困難であること」、「色素によるアレルギー」、「肉芽種」、「ケロイドの形成」、「MRI 検査の際の問題」などがあげられている。

アメリカでは、Permanent makeup 及び Tattoo の営業については、各州及び市町等が監督している。一方、化粧品や食品、医薬品に使用される着色料はすべてFDAの承認を受ける必要があるが、体内に注入する用途で用いられる色素としてFDAに承認されたものはない。

FDAでは体内に注入する用途の色素は承認していないにもかかわらず、それらを主張して安全をうたっているウェブサイト等での誤った情報やミスリードについても、警告を発している。

詳細は、以下FDAホームページを参照。

FDAホームページ

<http://www.fda.gov/Cosmetics/ProductandIngredientSafety/ProductInformation/ucm107327.htm>

6. アートメイクに関するウェブサイト上の広告例（一部抜粋）

※相談が寄せられている事例とは直接の関係はありません。

<p>アートメイクは皮膚の浅い部分に微量の色素を定着するもので汗や水に「落ちないメイク」です。</p>
<p>Q：アートメイクとはどんなものですか？痛くはないですか？</p> <p>A：顔を洗っても落ちない眉・アイラインのことです。</p> <p>その方法は血管の通っていない表皮の部分に、肌にやさしい染料を染色します。</p> <p>染色の痛みは、眉毛を抜くくらいの感じです。</p>
<p>アートメイクとは、表皮に一番近い部分(0.02 mm～0.3 mm)に FDA(米国食品医薬局)で認可された安全な色素(カラー)を用いて染色する、化粧品よりも自然で美しく仕上がるメイク技術です。刺青や TATOO とは違い痛みが少ないのが特徴です。汗や水で落ちることはありませんが、3～5年 で色が消えていきます。</p> <p>最近では、美容業界の枠を超え、がん治療中の方、火傷、傷跡の修正、白斑や円形脱毛症などのカモフラージュとして、医療業界でも大変注目されています。</p>
<p>〇〇のアートメイクは米国 FDA 認定の色素を使用しておりますので、成分的にも信頼でき、変色もほとんどありません。</p>
<p>化粧品アレルギーで、お化粧をあきらめている方も安心です。当店の色素はアメリカ F.D.A(米国食品医薬品局)が認可している成分の色素を使用しておりますので、アイブローペン、アイライナーペンでお化粧すると、かぶれるという方にもお勧めです。</p>
<p>アートメイクとはお化粧で描くよりも自然で美しく、水や汗にも落ちないメイク方法です。ナチュラル3D 技法を施術するのでとても自然です。</p> <p>皮膚の浅い部分に色素を入れるので、年々薄くなりデザイン、カラーの変更可能です。お化粧くずれを心配することはありません。また毎日のお化粧時間が短縮できます。</p>
<p>洗っても落ちないアイブローメイクのことですが、いわゆる従来の入れ墨メイクとは全く異なり、安全性とナチュラルさにこだわったアイブロー技術です。そのデザインセンスに優れたデリケートな技術は、感性が何よりも大切なメイクアップの分野であり、眉に悩む多くの女性たちに真の喜びと感激を与えるもの。これまで〇〇〇施術されたお客様には、100%満足して頂いています。</p>
<p>使用するピグメントは FDA の許可のおりたものだけですので MRI 検査等問題なく行えます。</p>
<p>△△のアートメイクに使用している染料は、アメリカ FDA(米国食品医薬品局)の許可のおりた安全な商品を使用しておりますので、体に含んでも一切害がありません(CT などの医療機器にも安心です)。アレルギーのある方は、パッチテストを行っておりますので、ご安心ください。</p>
<p>皮膚の浅い箇所(0.01 mm～0.02 mm)に専用色素を定着させていく技術で、洗っても落ちないメイク方法です。</p> <p>使用する色素は FDA(米国食品医薬品局)許可のものです。</p> <p>個人差はありますが、2～4 年で新陳代謝と共に自然に薄くなっていきますので、年齢やトレンドに合わせてご希望の色やデザインに変えることが可能です。</p>
<p>アートメイクは「タトゥー」ではありません</p> <p>ご安心ください！安全確実に施術いたします。</p> <p>アートメイクというと、「タトゥー」だと思われる方も多いかもしれませんが、アートメイクとタトゥーは全く異なります。</p>

<title>アートメイクの危害</title>

